

(様式1)

鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の委託業務に関する事業計画書

1 施設の平等な利用の確保（管理運営の基本的な考え方）

- ① 県立の障害者支援施設として、県、市町村、関連機関等と連携を取りながら、障がいの種別や障がいの程度を問わず、受入れ体制を整えることで、常に公平で平等なサービスを提供することに努める。
- ② 鹿野かちみ園は「要介助高齢知的障がい者等支援」、鹿野第二かちみ園は「強度行動障がい者等支援」について、県下のモデル施設として、専門的支援のあり方等に関する研究及び実践を先導的に行う。
又、両施設において、同じく県下のモデル施設として、在宅支援事業等に関する研究及び実践を先導的に行う。
- ③ 個別支援として、利用者の意思や人権を尊重しながら、利用者の立場に立ったアセスメント、プランニングを行い、その人に相応しい「日中活動支援（生活介護・生活訓練）」と家庭的な「入所支援」に繋げることで、利用者が日々満足して生活できるように努める。
- ④ 施設全体のサービスとして、サービスの自己評価を行うほか、利用者自治会や保護者会などをおして、苦情、意見等を洗い出し、提供しているサービスを改善することで、より質の高い施設運営に努める。
- ⑤ 利用者の意思や適性に配慮しながら、専門的自立支援や体験入居・作業実習等による段階的移行支援を行った上で、様々な社会資源を利用して地域移行を推進するなど、その人に相応しい自立を目指す。
- ⑥ 「社会参加の機会の確保」及び「地域社会における共生」を念頭に、地域住民、ボランティア、実習生、見学者等を積極的に受け入れることで、障がいに対する理解や啓発を推進するとともに、安全に十分配慮しながら、積極的に地域の行事等に参加したり買い物等に出かける機会をつくることで、利用者の社会参加を促進する。
又、鹿野町における福祉の町づくり、町おこしなどに積極的に参画し、地域貢献にも努める。
- ⑦ 鳥取県各種条例の遵守はもとより、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、利用者等の個人情報保護の徹底、施設の運営状況の情報公開など、関係法令を遵守し、公正で透明性の高い運営を行う。
- ⑧ 鳥取県版環境管理システムの活用や経営分析を行い、環境に配慮した施設運営と経費削減による効率的・安定的な施設運営に努める。

2 施設の効用を最大限に発揮するための対応

(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

サービスの自己評価、第三者評価の評価結果及び利用者・保護者アンケート、利用者自治会や保護者会での苦情・要望等をもとにサービスの見直しを行い、かつ、福祉を取り巻く環境を考慮しながら、次のとおり施設の設置目的に沿ったサービス提供に努める。

① 全室個室・完全ユニット型施設の特徴を最大限に活用する生活支援

- ・ 鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園ともそれぞれ70名の入所者を8ユニットに分け、見慣れた環境、なじみの人間関係づくりをおして混乱のない生活が提供できるよう心がけるとともに、ユニット単位での外出や余暇活動など、楽しみのある生活にも配慮する。
- ・ 食事はユニット単位で行うとともに、ユニットでの炊飯、定期的なユニット調理、自分専用の食器等の使用など、より家庭的な環境づくりに努める。
- ・ 入浴についてもユニットの家庭用浴槽により、できる限りその人の希望に沿って入浴できるよう心がける。
- ・ 職員も各ユニットに固定配置とし、利用者の健康状態・心理状態や生活リズムの把握等に心がけるとともに、利用者との信頼関係を構築することに努める。
- ・ このような家庭に近い落ち着いた環境づくりが、高齢者にとっては、環境の変化や環境不適合に伴う弊害（リロケーションダメージ）の防止に、あるいは行動障がいのある人にとって精

神的安定にも繋がる。

② 施設内の活動場所と施設外の社会資源を活用したその人に相応しい日中活動支援

- ・ 施設の恵まれた空間（活動室、スヌーズレン室、パブリックスペース、緑地等）を最大限に活用し、その人に相応しい場所で各種専門的支援の手法を使いながら、目的を明確化したワーク、機能訓練、アクティビティ、生きがいつくり活動等を提供する。
- ・ パブリックスペースにおいては、外部講師を招いての陶芸教室、地元劇団主宰者等を招いての演劇活動、音楽療法などを行うが、地域住民も招いて、地域との交流の場としても積極的に活用する。
- ・ 廃校となった近隣の小学校や幼稚園の一室を無償で借り受け、歩行訓練を兼ねて出向いて創作活動等を行ったり、強度行動障がい者等にとって集中できる環境のもとでワーク等に取り組む。
- ・ これらの日中活動支援が、全ての利用者にとって、その人に相応しい自立支援にも繋がるとともに、高齢者にとっては、介護予防及び生きがいつくり繋がり、又、行動障がいのある利用者にとっては、行動障がいの軽減に繋がる。

③ 在宅障がい児・者に対する支援

在宅障がい児・者に対しても、多機能型の障害者支援施設として自立を目的とした生活介護、生活訓練、短期入所、日中一時支援事業等を提供し、在宅福祉の一端を担う。

(2) 施設管理の基準等

ア 施設設備の維持管理・衛生管理の考え方

- (ア) 建物・設備の保全業務として専門業者や営繕担当職員による定期的及び日常的な保守点検を行うとともに、必要に応じて速やかに改修等を行うことで、利用者の快適で安全な生活、建物・設備の長期安定使用及び衛生保持に繋げる。
- (イ) 施設内安全衛生委員会により毎月1回建物・設備の全体的点検を行い、施設内の危険箇所等があれば改善することで、職員の労働環境はもとより利用者にとって障壁のない生活環境の確保に努める。
- (ウ) 毎日清掃を行い、建物の清潔を保つことで、利用者に快適で衛生的な環境を提供する。
- (エ) 利用者が制作した陶芸、絵画、生花等を園内に飾り、施設内アート化の推進に努め、より豊かな生活環境に繋げる。
- (オ) 心身障害者損害保険の加入により、器物破損事故による経費の負担軽減を図る。

イ 外部委託の考え方

経費節減と効率的な管理を基本として、専門業者への委託が必要な下記の業務を外部委託する。

【外部委託項目】

業務委託名	契約業務内容	25年度委託業者	委託先選定方法	契約の有無	
				有無	方
消防用設備点検	年2回 機器点検、総合点検	[県内業者]	法人内他施設での共同入札(5社指名)	有	指名競争入札
自家用電気工作物保安点検	毎月1回点検	[県内業者]	複数業者による見積合わせ	有	随意契約
事業系一般廃棄物収集運搬業務	可燃ゴミ週3回 資源ゴミ等週1回	[県内業者]	1社随契(旧気高郡内許可業者が当該業者のみ)	有	随意契約
鼠、害虫防除作業	厨房内月1回	[県内支店業者]	複数業者による見積合わせ	有	随意契約
建築設備保全・管理	受水槽・温水ヒーター 年1回、 冷温水機・各ポンプ	[県内業者]	5社指名による競争入札	有	指名競争入札

	設備年 2 回				
県有建物の定期点検	建築基準法第 12 条に基づく定期点検（建築物・設備）	[県内業者]	両施設の設計業者から見積書を徴取（3 月徴取予定）	有	随意契約
飲料自動販売機の設置	自動販売機の設置及び商品の補充、機械の保全修理等	[県内支店業者]	複数業者による見積合わせ	有	随意契約

ウ 委託、工事請負の発注予定

種別	内容	期間	金額	発注先	選定方法	工事の理由
工事請負	鹿野かちみ園 大浴室改修工事 (詳細検討中)	未定	未定	県内業者予定	競争入札	利用者の高齢化・重度化に伴い、機械浴槽の導入等が必要と感じられるため
工事請負	鹿野第二かちみ園 食堂間仕切設置工事	未定	未定	県内業者予定	競争入札	日中利用者の増に伴い、要介助高齢者が増えているため、一角を要介助高齢者の活動室として活用したい

(3) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

ア 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

(ア) 施設の防災計画等（「消防計画」、「震災・火災・風水害等対応マニュアル」、「土砂災害・浸水に対する避難計画マニュアル」、「捜索マニュアル」、「緊急時の職員等電話連絡網」等）を職員に周知徹底し、有事の際、速やかに行動できるように体制整備する。

(イ) 火災、地震、風水害等の自然災害、利用者の行方不明等に備え、事前に鹿野町総合支所（防災無線による町内放送の依頼等）、地元自治会、浜村警察署、気高消防署及び鹿野町消防団に応援依頼をし、有事の際は万全な対応が出来る体制を確立するとともに、避難・消火・通報訓練や消防設備の取扱講習等を法定回数以上に実施する。

(ウ) 夜間の保安全管理業務を徹底するため、毎日警備員を 1 名配置し、定期的に施設内外を巡回して、煙草の始末や施錠の確認などを行うとともに、事務所待機にて不審者の侵入、利用者の夜間の出歩き等の確認・見守りを行う。

なお、第二かちみ園においては、特に利用者の出歩きが頻回であるため、モニターを 2ヶ所設置し、職員の手薄な夜間は警備保障会社に連動させることで利用者の身の安全に万全を期す。

(エ) 利用者の安全を確保するため、リスクマネジメント委員会を設置し、定期的に開催する。

なお、日々ヒヤリハットの記録と検証に努め、事故の未然防止を図るとともに、発生した事故に対しては SHEL 分析（ソフト・ハード・環境・人的要因から分析するもの）を活用して徹底した検証を行い、速やかに改善策を講じる。

又、高齢者に特化したリスクマネジメント（入浴事故防止、喉詰り防止、転倒防止等）及び強度行動障がい者に特化したリスクマネジメント（入浴事故防止、自傷・他傷防止等）についても実施する。

(オ) 感染症や食中毒を予防するため、又、熱中症を予防するため、施設内に感染症委員会を設置し、そのつど予防対策を講じるとともに、研修会等を通じて職員、利用者等に周知徹底を図る。

(カ) 不審者や不審物を発見した時の対応について、「不審者、不審物等への対応マニュアル」を職員に周知徹底し、有事の際の速やかな行動に努める。

イ 緊急時の体制・対応

(ア) 災害、重大な事故、利用者の行方不明、急病などの緊急時は、各種マニュアルや緊急電話連絡網により、職員はもとより地域や関係機関の協力をあおぎ、迅速な対応をとるよう徹底する。

- (イ) 利用者の不慮の事故等に備え、施設において損害賠償保険に加入し、被害者救済の適切な損害補償を行う。
- (ウ) 災害や重大な事故の発生により、被害が長期化した場合の利用者の安全な生活を継続するため、又、施設サービスの縮小を最小限にとどめるため、25年度中には事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する予定としている。

ウ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- (ア) 次のとおり、意見や要望が出やすい体制をとることで、苦情やトラブルに繋がらない環境づくり又は苦情の早期解決に繋げる。
 - ・施設運営についての意見、要望等は、毎月の利用者自治会や保護者会等の場で聞き取るとともに、年1回保護者・利用者アンケートを実施する。
 - ・毎年第三者評価を受審することにより、外部からみた意見等も受け止める。
 - ・両施設に2か所ずつ意見箱を常設し、利用者、保護者はもとより来園者全員を対象に意見等を受け付ける。
 - ・食事に関することは利用者参加の給食連絡会、旅行に関することは同様の行事委員会を開催するなど、積極的に利用者参加型の会を設けるように心掛ける。
 - ・その他、保護者の面会時に、職員との個別懇談を実施するなど、随時、要望等を聴取する。
- (イ) 利用者間のトラブルの防止措置として、対人関係に配慮したユニット構成又は日中活動班の編成を心掛ける。
- (ウ) 精神科医や臨床心理士に定期的に来てもらい、利用者の悩み、想い、不安等について診察やカウンセリングを行ってもらうことで利用者のストレス軽減やメンタルの安定に繋げる。
 なお、職員に対しては精神的・心理的アプローチの仕方や関わり方などについて助言をもらうことで、利用者がストレスなく生活できるような支援に繋げる。

(4) 個人情報保護等への対応

ア 個人情報の保護への対応

- (ア) 施設が保有する個人情報については、その重要性を鑑み、法人制定の「個人情報保護規程」に基づき厳重に取り扱う。
- (イ) 個人情報が記載された文書類については、施設内に保管管理者を定め、所定保管場所からの持ち出しを厳禁とする
- (ウ) 個人名等の情報が特定可能な文書の廃棄については、シュレッダーなどを利用し、情報の漏洩を防止する。
- (エ) 事例検討会等に用いる個人ケースについては、氏名等の個人情報を伏して使用することを遵守し、使用後の適切な廃棄を徹底する。

イ 情報の公開への対応

- (ア) 社会福祉施設としての公共性に鑑み、その有する情報が積極的に公開されるよう、法人制定の「情報公開規程」に基づき、公正な情報公開を行う。
- (イ) 法人ホームページ、施設ホームページ、パンフレット等を有効活用し、情報の発信に努める。地域との交流に努めるとともに、施設視察や見学などを積極的に受け入れ、施設の地域開放等を推進する。
- (ウ) 施設広報誌「鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園だより」を定期的（年2回以上）に発行し、施設の情報や保護者、地域その他関係機関に幅広く発信する。
 又、ユニット単位で「丁目だより」を作成し、保護者に利用者の近況をお知らせする。
- (エ) 毎年、第三者評価を受審し、その評価結果を公表する。
- (オ) 行政の福祉担当職員、特別支援学校の教諭、在宅障がい者の家族など、多数の視察、見学あるいは相談を受け入れるなど、施設を開放しての情報公開に努める。
- (カ) 大学、専門学校、高等学校等の生徒の実習受入を積極的に行い、福祉の理解促進に努める。

(5) 入所者への処遇に対する考え方

ア 適切な支援計画の作成・見直し及び説明方法

(ア) 利用者の意思や人権を尊重しながら、利用者の立場に立ったアセスメントのもと、個別支援計画を6か月に1回以上作成し、それに基づいた適切な支援を実施する。

なお、利用者に状態の変化がみられる時は、随時モニタリングを行い、実施内容の検証等により支援内容の見直しを行う。

(イ) 個別支援計画は、サービス管理責任者があらかじめ本人、保護者からニーズ等を聞き取った上で原案を作成し、それをもって可能な限り本人、保護者、関係者同席のもとケア会議においてモニタリング等を実施したのち確定とする。

なお、実施の前に、利用者及び保護者に充分説明した上で、同意を得る。

又、実施にあたっては、日々のケース記録等に実施状況、実施結果等を残し、いつでも本人、保護者等に情報提供が出来るようにする。

(ウ) 栄養ケア計画を作成し、栄養ケアマネジメントを実施する。

栄養ケア計画については、概ね3ヶ月を目途に、又、リスクの状況や利用者の変化に応じて見直しを行う。

イ 日常生活習慣の確立及び社会生活・社会経済活動参加等が可能となるような指導・訓練方法

(ア) 日常生活習慣の確立が可能となるような指導・訓練方法

- a 利用者の自己決定、自己選択に基づいた日常生活を提供することを常とし、ユニットのなかで個人の生活のリズムを尊重しながら、個人の居場所、役割（自己尊厳）があり、生きがいや楽しみの持てる生活環境の整備と支援を心がける。
- b 個別支援計画に基づき、食事、排泄、入浴等の基本的な日常生活動作の自立を目標に、個人の能力や障がい特性に見合った適切な支援と介助を行う。
又、掃除、洗濯、整容、着脱衣等の日常生活の習得化に努める。
- c 歯科医師と歯科衛生士による歯磨き指導に基づく歯磨きの習慣化はもとより、職員の援助のもと、感染症予防や歯周病予防のための口腔内清潔保持に努める。
- d 法人内の高齢者施設の理学療法士により、毎月1回利用者の身体機能評価を行い、機能訓練計画書の作成のもと、日々、歩行訓練、ストレッチ体操等を行うことで、日常生活動作の維持・向上を図る。

(イ) 社会生活・社会経済活動参加等が可能となるような指導・訓練方法

- a 利用者の自己決定、自己選択のもと、生産性や創作性の高い日中活動を提供することで、働くことの喜び・生きがいに繋げる。
- b 農園芸活動による生産品の即売や陶芸活動による陶芸品の即売・展示などを社会経済活動参加のひとつと位置づけ、自分たちが作ったものが売れたり展示される喜びや誇りに繋げる。
- c 日々取り組んでいる演劇活動や音楽療法を、地域の演劇祭や施設内外の行事・発表会等で披露することで、自己表現する満足感や地域社会における自身の存在感の確認などに繋げる。
- d その人に相応しい社会参加を推進するため、「社会生活力プログラムマニュアル」のなかの「金銭管理」、「買い物」、「外出」、「社会参加」など、その人に必要なモジュール（学習単位）を取り上げ、学習を繰り返すことで社会生活力を身につける。
- e 必要に応じて見守りや一部援助を行いながら、極力、町内買い物、喫茶外出、散髪、銀行での出入金など、出掛ける機会を設け、余暇時間の充実と社会性を養うことに努める。
- f 日中活動の場所を施設外に求め、廃校となった近隣の小学校や幼稚園などの社会資源を有効活用し、地域の中で社会性を高める支援を心がける。
- g その他、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上のために一定の支援が必要な者に対し、自立訓練（生活訓練）を行い、支援期限の2年間を限度として、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。

ウ 相談及び援助の体制

(ア) 利用者が職員に相談しやすい環境づくりとして、支援員はユニット固定配置として信頼関係が築けるような体制をとるとともに、施設長やサービス管理責任者についても、いつでも相談できるような開かれた体制をとる。

- (イ) 利用者又は保護者の相談に誠意をもって対応し、相談者のおかれている状況や環境に充分配慮して、守秘義務遵守のもと必要な援助と適切な助言等を行う。
- (ウ) 利用者又は保護者の相談・援助に適切に対応できるよう受付担当者を配置し、必要に応じて、対話や電話での相談、家庭訪問、個別面談等を実施する。
- (エ) 内科医及び精神科医の定期診察の他、歯科医師、行動障がい支援の専門職、臨床心理士、理学療法士などの定期的な派遣を受けることで、又、他の障害者支援施設、保健医療サービス、福祉サービスを提供する者等と綿密な連携をとることで、総合的支援体制の確立を目指す。
この体制をとおして、利用者又は保護者の多種多様な相談等にも対応できるように繋げる。

エ 適切な食事の提供（メニュー、時間等）

- (ア) 利用者の健康維持・食生活の向上を図るため、個別に栄養ケアマネジメントを実施する。
栄養ケアマネジメントに基づき、個々の健康状態、嚥下機能状態、嗜好等に応じるため、治療食（減塩食、低脂肪食、糖尿食、透析食等）の提供、食形態（刻み食、一口刻み、粥食、なめらか食）の配慮、代替食の提供等を行う。
～ なめらか食とは、食材毎にミキサーでかくはんしたものをゲル化剤（増粘安定剤）でゼリー状に固め、見た目も普通食と変わらないものに成形・盛り付けした嚥下障害食のひとつ。
手間暇はかかるが、利点として、食物がまとまっているので口の中でばらけにくく食べ残すが残らない、舌と上あごでつぶすことができる、食物がべとつかずに飲み込みやすい、食材毎に成形し盛り付けているので見た目美しく何を食べているかが分かる 等が挙げられる。 ～
- (イ) 食事は、厨房から温冷配膳車にて各ユニットリビングに配食し、少人数で落ち着いた雰囲気の中で食事が楽しめるよう配慮する。
なお、夕食時の炊飯は各ユニットで行い、お米をとぐ音やご飯の炊ける匂いを感じてもらったり、自分専用の食器や箸を使ってもらうことで、少しでも家庭の雰囲気を味わってもらうように心がける。
- (ウ) 調理員が主食・主菜をユニットで調理する「ユニット調理」を定期的に行い、調理風景を楽しんでもらうとともに、家庭的な雰囲気を味わってもらうひとときとする。
- (エ) 利用者の食事サービス向上のため、嗜好調査や朝食選択を実施する。
又、利用者自治会や利用者参加の給食委員会の場において、利用者の食事に対する意見や要望を聞き取り、バランスよくメニューに反映させる。
- (オ) 栄養士は、食事の際には極力ユニットリビングを見回り、利用者の食事の摂取状況を確認する。
- (カ) 栄養士は、定期的に、ユニットにおいて利用者に対して栄養指導を行い、食育と生活習慣病予防に努める。
- (キ) おおよその食事時間は、朝食7：30、昼食12：00、夕食18：00とする。
- (ケ) 食材には、できる限り県内で生産された農水産物及び加工品を利用するよう、地産地消に努める。

オ レクリエーション行事等、社会生活上の便宜の供与の内容

- (ア) 施設での生活を実りあるものにするため、カラオケ、DVD、ゲーム類を整え、レクリエーション活動を充実させるとともに、講師を招いてのレクリエーション（しゃんしゃん体操、スポーツレクリエーション等）も取り入れる。
- (イ) 日中活動班あるいはユニットごと又は個別にボーリング、花見、喫茶、映画鑑賞など、本人希望や身体状況に配慮した戸外レクリエーションの提供に努める。
- (ウ) 各ユニット内での創作活動やおやつづくりなど、利用者が積極的に関わることができる趣味活動の場を積極的に提供する。
- (エ) 地域で行われる祭り、運動会、スポーツ大会、敬老会、里帰り事業等に積極的に参加し、地域の方との交流を深めるとともに社会性の向上を図る。
- (オ) 施設内における文化祭、敬老祝賀会、成人式などの全体行事や全員の宿泊旅行、日帰り旅行等を毎年行い、利用者全体の交流を図るとともに、社会学習及び風習・儀式を感じる場とする。
- (カ) 「利用者主体」の理念に則り、利用者自治会が主となって、毎月季節に応じた余暇活動を企

画・実施する。

- (キ) ふるさと外出、保護者との交流事業（家族遠足、奉仕作業、保護者会等）などをとおして、できるかぎり家庭との結びつきを重視した運営に努める。

カ 入所希望者に対する情報提供の内容及び方法

- (ア) ホームページ等において施設の概要、特色、空き情報等を提供して利用促進を図るとともに、福祉事務所、市町村、支援センター、養護学校等の関係機関と意見交換会等を行ったり、機関誌を送付するなど、情報交換・情報提供に努める。
- (イ) 電話等で利用希望の問い合わせについて随時利用説明等の対応を行うとともに、施設見学や面接等も積極的に受け入れる。
- (ウ) 当法人や他団体が開催する研修会、研究発表会等において、施設における支援の実践報告等を積極的に行うことで、入所希望者や関係機関に対して広く施設を理解してもらう。
- (エ) 毎年、第三者評価を受審し、その評価結果を公表することで施設の情報提供に繋げる。

キ 入所者等の苦情を解決するための措置

- (ア) 利用者、保護者等の苦情や要望については、その場で対応できるものはその場で解決することを基本とする。
- (イ) その場で解決できない苦情等については、施設内に苦情解決第三者委員2名を含む苦情解決検討委員会を設置し、公正かつ適切に解決に向けて検討するよう心がけるとともに、検討した結果については、速やかに申出者及び利用者全体の場でその旨報告を行う。
- (ウ) 施設内で解決できない場合は、鳥取県厚生事業団苦情解決検討委員会で解決を図る。

ク 地域との交流方針・内容

地域の各種行事を地域団体（公民館、社会福祉協議会、鹿野支所など）と共催、あるいは積極的に参加することで、文化、スポーツ等をとおした地域交流に努める。

なお、施設内行事を地域にも開放し、施設内交流を図ることにも努める。

具体的な内容（一例）は、次のとおり。

- (ア) 祭り
 - [施設外]
鹿野町夏祭りの共催（会場準備・片付け、模擬店の出店）、わったいな祭りでのイベントの企画・出店、勝谷地区納涼祭の参加 等
- (イ) スポーツ
 - [施設外]
勝谷地区大運動会の共催、鳥取県知的障がい者施設親善球技大会への参加、鳥取県手をつなぐスポーツ祭りへの参加、地元小学校及び中学校運動会への参加 等
- (ウ) 文化
 - [施設内外]
地元劇団「鳥の劇場」との演劇交流、演劇祭等への出演 等
 - [施設外]
鹿野町民との交流会（餅つき、ゲーム交流等）
地元中学校文化祭への参加
地元幼稚園等との音楽療法をとおした音楽交流 等
 - [施設内]
文化祭の開催（一般開放）
県内大学、地元小学校等との文化交流会
陶芸家を招聘しての陶芸教室、書道・絵画造形の講師を招聘しての芸術教室 等

ケ 地域生活移行に向けた支援策

- (ア) 社会生活力プログラム等を活用した専門的自立支援や生活訓練、体験入居、体験実習等による段階的支援を行いながら、当法人が運営するグループホーム「いまいちホーム」（共同生活住

居7ヶ所)や就労支援事業所「すずかけ」をはじめとする様々な社会資源を利用することで地域移行を推進する。

(イ)「重度の障がいがある人でも地域移行を」を目標に、25年度は自閉症の者(行動障がいのある者含む)を対象に男女各5名定員のケアホームを建設し、開所したところであるが、引き続き、地域の空き屋等を探しながら、障がいの程度にかかわらず地域生活移行の支援を行う。

なお、世話人に対しては、法令遵守や障がいの専門性に関する研修会や学習会の参加の機会を極力設けて、対人援助者としての資質向上を図る。

(ウ)地元企業から部品組立作業を受託するなど、就労に向けた日中活動を提供することで、労働の喜びに繋げる。

(エ)両施設が「いまいちホーム」のサポート施設として連携強化を図り、グループホーム入居者が安心して生活できるよう必要な援助を実施するとともに、施設利用者にとっては、地域生活移行希望者の移行意欲の高揚に繋げる。

(オ)当法人は、両施設、いまいちホーム、すずかけ以外に障害者支援施設6施設、グループホーム事業所4ヶ所(共同生活住居35ヶ所)を運営するほか、相談事業として、障害者相談支援事業3ヶ所、障害者就業・生活支援センター事業2ヶ所、職場適応援助者支援事業2ヶ所、地域生活定着支援事業1ヶ所などを運営している。

これらの施設、事業所等と常日頃から、障がい者の地域移行に係る意見交換会や事例検討会などを繰り返すことで、地域移行に向けての情報収集や課題整理に繋げる。

(5) 県立施設としての役割に対する方針

ア 県下の障害者支援施設の処遇モデルとしての先導的な役割

【鹿野かちみ園】

(ア) 先導的な役割

要介助高齢知的障がい者等に対する専門的支援

(イ) 支援の考え方

a 高齢化に伴う身体機能低下(ADL低下)、疾病(生活習慣病等)、脳のレベル低下(認知、思考、気力等の低下)が見られる要介助高齢知的障がい者等について、職員がその特性と支援の手法(高齢者向けアクティビティ、ワーク、療法など)を理解・習得するとともに、介護技術の向上を図ることで、利用者がより健康で安全な生活を送られるよう支援する。

b 高齢者にとっては、主に「介護予防」と「生きがいづくり」が重点課題と捉え、鹿野かちみ園版「高齢障がい者用アセスメント表」(大区分「健康状態」、「ADL状態」、「認知」等の6領域、小区分19項目にて構成)を策定し、又、自立支援型アセスメントを併用しながら、高齢化の程度を把握し、個別支援計画の目標とした上で、その人に相応しい生活支援及び実施目的・実施量・頻度等の目安を明確化した日中活動支援等を行う。

(ウ) 対象者

高齢又は病弱等により食事、排泄、入浴、移動・移乗等の日常生活動作のいずれかに介助を必要とする利用者、その他高齢化により機能低下が進んでいると見られる利用者

(エ) 具体的支援内容

a 健康管理の徹底

(a) 年2回の定期健康診断、嘱託医師(内科医、精神科医)による定期診察のほか、日々、健康や衛生面に配慮し、血圧、脈拍、呼吸、体温、意識レベルなどのバイタルチェックを行い、異常の早期発見に努める。

(b) 重篤な病気等で終末期を迎えた利用者に対し、本人の状態や保護者の意向に沿い、緩和ケア病棟等への移管も視野に入れながら、可能な限り人生の質の向上(QOL)を中心としたターミナルケアに取り組む。

b 高齢者に配慮した食事支援

(a) 自力摂取できない利用者(現在10名程度)に対し、適切な食事介助を行う。

(b) 治療食の提供(14名程度)、食形態の配慮(40名程度)、代替食の提供(26名程度)のほか、生活習慣病予防のため、定期的に栄養指導を行う。

(c) 嚥下機能低下による喉詰り防止のため、口腔マッサージ等のほか、口腔乾燥防止(保湿、

加湿、水分を摂りながらの食事等)に努める。

c 高齢者に配慮した入浴支援

- (a) 衣類の脱着、移動・移乗、洗体、洗髪等の入浴行為が自力でできない利用者(35名程度)に対し、適切な入浴介助を行う。
- (b) 介助を要する利用者については、大浴槽あるいは個浴希望であればバスリフト付個浴槽を使用することで、個別状態に即した安心入浴に努める。
- (c) 高齢者やてんかんのある利用者の入浴事故(心肺停止、脳血管障害、意識障害、溺水等)を防ぐため、研修会等によりリスク管理の徹底を図り、ヒートショック防止対策の実施と、ひとり入浴の者に対する定期的な見守り・声かけを心がける。

d 高齢者に配慮した排泄支援

- (a) 紙おむつ使用者(26名程度)に対し、適切な排泄介助を行う。
- (b) 自立支援型ケアマネジメント(水分量、排便回数、運動量等からアプローチ)を取り入れ、自然排便を促すために毎日十分な水分補給と適度な運動の提供を心がけるとともに、排泄リズムの確認、水分摂取量の変動などの記録をとるなど、個別対応を行う。

e 介護予防・生活習慣病予防のための機能評価と職員の介護技術向上

- (a) 高齢化に伴う身体機能低下防止や生活習慣病の予防を図るため、月1回、当法人内の理学療法士により、利用者毎に身体機能(関節可動域、筋力等の状態)の評価を受けるとともに、職員には、拘縮予防、適切な移動・移乗介助方法、その人に相応しいポジショニングのとり方等について指導を受ける。
- (b) 職員は、この評価及び指導を受けて、個別に機能訓練計画書を作成し、目標を定めた歩行訓練、ストレッチ体操、マッサージ、ワーク等を行い、機能維持・向上あるいは生活習慣病の予防に繋げる。
- (c) 介護施設経験のある有資格職員と看護師が講師となってOJTを繰り返し、支援員の介護技術を底上げすることで、利用者負担のかからない介護に努める。

f 介護予防・健康維持としての口腔ケアの実施

- (a) 2ヶ月に1回、歯科医師と複数の歯科衛生士に来園してもらい、全利用者・職員を対象に歯磨き指導をしてもらう。
- (b) この指導のもと、毎日の歯磨きの励行はもとより、毎週火曜日は口腔ケアの日と位置づけ、日頃不十分な仕上げを職員が点検し虫歯予防に繋げる。
- (c) 体力の低下している高齢者にとっては、口腔内の清潔は雑菌を体内に入れない感染症予防に、又、口腔マッサージや健口体操による嚥下機能の維持・向上は誤嚥性肺炎や喉詰めの予防などに繋がるため、より専門的な指導を受けながら入念なケアを行う。

g 介護予防・生きがいつくりのための各種療法・創作活動

(音楽療法)

障がいの重たい利用者でも参加しやすい「加賀谷式音楽療法」を取り入れ、楽しく参加できる活動を心がけるとともに、脳の活性化、心肺機能維持・強化、手指の運動、関節可動域の拡張、回想法的癒し効果など、個人毎に実施目的を明確化して、介護予防・生きがいつくりに繋げる。

(園芸療法)

園芸活動をとおして、手指の機能維持や日常生活動作の訓練に繋げるほか、花や野菜を育てる楽しみ、調理(収穫した野菜を使ったカレーライスづくりやらっきょう漬けなど)する楽しみ、食べる楽しみ、他者に提供して喜ばれる充実感などに繋げる。

又、直接、土と触れあい、大地と親しむことで心の安定を図る。

(陶芸活動)

外部より陶芸家を招き、継続的な陶芸活動を行ったり、ウマモナド(鹿野かちみ園の陶芸活動のなかで生まれた雪だるまに似た可愛らしいキャラクター人形)を日常的に粘土で作ることで、指先を使った機能維持に繋げ、又、完成した作品は園内外に展示するほか、町内の交流館にて販売することで、自分が作った作品が売れたり展示される喜びに繋げる。

(演劇活動)

地元の劇団「鳥の劇場」の指導・協力のもと、施設内の文化祭や一般の演劇祭等で出演

することを目標として、日々、演劇練習に取り組む。

大きな声で台詞を読み上げることが心肺機能の維持・向上やストレス解消になったり、演技での動きが全身運動となるほか、人前で演者となって自己表現する満足感などが生きがい・やりがいに繋がる。

(しゃんしゃん体操)

鳥取市において、平成18年に策定された健康づくり計画「新元気プラン」の柱にある「生涯にわたる心身の健康保持」の実現を目的に考案された「しゃんしゃん体操」を取り入れ、定期的に普及員の指導のもと実施するほか、日々の中活動のなかでも継続的に実施する。

【鹿野第二かちみ園】

(ア) 先導的な役割

強度行動障がい者等に対する専門的支援

(イ) 支援の考え方

- a 自傷、他害（他者への暴力行為、物壊し行為等）、異食、強い拘り等の行動障がいがあり、日常生活に支障をきたすことから特別な支援が必要な利用者に対し、人権を尊重しながらA B A応用行動分析（行動の前後の出来事に着目することで人の行動を変容させたり、新しい行動を教えたり、不適切な行動をなくすことを目的とする分析方法）及び部分的にT E A C C Hプログラム（「自閉症及び関連するコミュニケーション障がいの子どものための対応と教育」）を活用することで、課題となる行動の減少を図り、本人にとって混乱のない心穏やかな生活が送れるよう支援する。
- b 自閉症（自閉傾向の者含む）等によりコミュニケーションに障がいのある利用者に対し、人権を尊重しながらT E A C C HプログラムやP E C S（絵カード交換式コミュニケーションシステム）の手法を活用することで、生涯にわたって継続する総合的・包括的な援助を行う。

(ウ) 対象者

- a 重度の発達障がいや自閉症などにより、特に強度の行動障がいのある利用者
- b 重度の発達障がいや自閉症などにより、コミュニケーション障がいのある利用者

(エ) 具体的支援内容

- a 強度行動障がい等の特性の理解と応用行動分析に基づく支援
 - (a) 重度の発達障がいや自閉症の特性を理解し、行動障がいを引き起こす要因を探り出した上で潜在能力を見極めるとともに、環境（用途に合わせた環境の提供）を整備し、行動と場所の定着を図る。
 - (b) 小人数での生活形態（個室及びユニット）と担当職員の固定化により信頼関係を深め、効果的な支援を行う。
 - (c) 一人ひとりの生活スタイルを尊重し、地域・社会・家庭における安心できる生活を目指し、プログラムを検討し、段階的に個別支援計画に取り入れ、生活力の向上に努める。
 - (d) 行動障がい者に対するアセスメントシート（日常生活情報シート・自閉症の特徴をつかむシート・必要な構造化についてのシート）により、一人ひとりの生活の状況、日常生活動作（食事・排泄・入浴・移動・コミュニケーション等）、障がい特性等を細部にわたり理解した上で、応用行動分析やT E A C C Hプログラムを活用しながら個別支援計画に繋げる。
 - (e) 毎日、行動障がいのある利用者に関するミーティングを行い、行動観察記録表にて該当者の行動を把握するとともに、職員の共通認識・共通対応を図る。
 - (f) 課題となる行動が見られる場合は、専用シート（ストラテジーシート）で気になる行動をその前後の関係等から分析を行うとともに、アプローチの方向性を絞り込むことで、課題とする行動の減少に努める。
 - (g) トークンシステム（約束が守れたら表にトークンと呼ばれるシールを貼り、それに基づいて報酬を提供する方法）の活用等により、利用者が集中して日中活動ができ、又、「強化」（行動が反復されることで安定性を持つこと）に繋がるような支援を心がける。

- (h) 困難事例については精神科医、「エール」発達障がい者支援センターをはじめ各種専門機関（法人の障がい者施設も含む）等と連携をとり、事例検討を重ね、共通認識のもと、より良い支援を確立し、不適切な行動の軽減に努める。
- (i) 心の安定を図るため、必要に応じてスヌーズレン（静の部屋）を活用する。
- (j) 行動障がいのある利用者の活動班においては、個々に合わせたワークやアクティビティのほか、班外出（買い物、ボーリング、ドライブ等）を盛り込み、日課にメリハリを持たせることで、ストレスを溜めない生活に努める。
現在行っている音楽療法、創作活動、アート活動等が個々の情緒の安定・満足感・充実感・達成感に繋がるよう、また、五感に働きかける活動となるよう内容の充実を図る。

b 構造化を目指した支援

- (a) 自閉症等に起因してコミュニケーション障がいがあったり、行動障がいを繰り返す利用者が、その場面で何をすればよいのかを理解し、自立して行動できるように、環境を分かりやすく整理、再構成、明確化し、適応能力の不足を補完するため、TEACCHプログラムの手法を用いて「構造化」を図る。
- (b) [時間の構造化] 利用者が、安心して行動できるように日課のスケジュール化を図ったり視覚的に分かりやすく整理することで、「始めと終わり」、「何をどれだけやれば終わりか」等が分かるようにする。
- (c) [場所の構造化] 活動の場所を衝立等で間仕切りするなど、場所と活動を1対1で固定することで、何をするのか分かるようにする。（ワークシステムの確立）
- (d) [行動に対する構造化] 予定表の提示により、何をするのか見通しがつき、自分のペースで動けるようにする。
- (e) [方法の構造化] 手順表（手添え、モデル提示、ジェスチャー等の方法による）により、いつも決まった手順で行動できるようにする。（ルーティンの活用）
- (f) 本人の変化により、構造化が合わなくなった場合は、アセスメントを見直し、構造化の評価を行った上で、再構造化を図る。

c 般化を目指した支援

- (a) 構造化により混乱のない落ち着いた生活ができるようになった利用者に対し、更なる自立に向けた支援として段階的に般化（対人般化及び場面般化）を行う。
- (b) 身につけた行動を般化するために、必要なことを行動分析の考え方等をもとに事前に把握し、支援の計画を立てる。
- (c) 誤学習に注意しながら、同一支援者・同一場面による支援を他の支援者・他の場面（活動場所や食事場所）に短時間・短期間から少しずつ変更することで般化に繋げる。
- (d) 条件が整えば、夜間支援員配置のグループホームなどを利用した地域移行を目指す。

d 体調管理

行動障がい者のなかには、自傷、他傷、異食等の行為があるため、毎日健康状態のチェックを行い、異常の早期発見に努める。

又、内科医及び精神科医の定期診察により、身体及び精神の健康状態を診断してもらう。

e 安全への配慮

行動障がい者に特化したリスクマネジメントを行い、リスク管理を行う。

f 地域移行への取り組み

25年度に当法人が開設したグループホームに自閉症の入所者4名が移行することができた。今後も、本人・家族の意向や適性に配慮し、環境調整も図りながら、スモールステップの体験を積み重ねることで、個々の段階に応じた地域移行を推進する。

g 強度行動障がい者等の受け入れ

県の補助金も活用しながら、県下の強度行動障がい者等を積極的に受け入れ、統一支援のもと、落ち着いた生活が送れるよう努める。

イ グループホームや在宅支援など地域移行に向けた取り組み（在宅支援事業の研究・指導事業等）

(ア) 在宅支援の考え方

県立施設として、又、地域の障がい福祉の中核とともに、セーフティネットのひとつとして

施設が存在することを強く認識し、施設機能の充実、施設の解放、様々な在宅福祉事業の提供等に努めることで、在宅障がい児・者が地域で安心して暮らせるよう研究・取組みを推進する。

(イ) 在宅福祉の現状把握

当法人が運営する他の施設、グループホーム、就労支援事業所及び在宅支援に係る相談事業所と随時情報交換会等を行うとともに、必要に応じて各種関係機関と連携をとりながら、在宅障がい児・者のニーズ把握や社会資源の情報収集に努める。

(ウ) 在宅障がい児・者に対する在宅支援の研究

特に在宅障がい児・者の困難事例（コミュニケーション障がい、行動障がい、高齢化・機能低下等）について、当事者の行動の分析や対症療法、介助方法等について研究を行い、専門機関の助言を参考にしながら、地域生活する上での課題解決に向けた効果的な支援手法の提案あるいは必要に応じて入所の提案を行う。

(エ) 在宅支援の具体的取り組み

- a 施設の空き部屋利用や生活介護、短期入所事業、日中一時支援事業、自立訓練（生活訓練）事業等を活用しながら、一時的に居宅において生活することが困難となった障がい児・者の受け入れや必要とされる自立訓練の提供を行う。
- b 一時的に受け入れた在宅障がい児・者に対し、施設の日中活動において、創作活動、各種療法、機能訓練など、様々なメニューのなかからその人に相応しい活動を提供する。
- c 近隣にある当法人のすずかけやグループホームを活用し、自立生活の維持・向上を目的とした就労体験や体験入居等を積極的に実施する。

ウ 処遇技術向上のための研究・指導事業の実施

(ア) 処遇技術向上のための研究

「県下の障害者支援施設の処遇モデルとしての先導的な役割」で記述した研究・取組みのほか、次の研究を行う。

a 精神障がい者の理解と支援方法

県立施設として常に公平で平等なサービスを行う施設を目指しており、障がいの種別（知的・精神・身体）や障がいの程度を問わず、受入れを行っているところであるが、特に精神障がい者の利用数及び入所待機者数が年々増えている。

両施設に限らず、長らく知的障害者入所施設として運営してきた施設においては、少なからず精神障がい者の対処方法に苦慮していると聞く。

統合失調症、不安神経症、鬱病等の利用者に対し、精神科医や臨床心理士の指導を受けながら、それぞれの障がいの特性を学習し、その人の障がいに合った接し方に努めるとともに、日々の生活の中に社会生活技能訓練（SST（Social Skills Training）：主に精神障がい者の社会復帰を目的に、主として対人関係技能の改善を目指す訓練。主にロールプレイを活用）などを取り入れ、その人に相応しい環境づくりと自立に繋げることを検討する。

b 難病の理解と支援方法

①のほか、障害者総合支援法施行に伴い、障がい者の範囲の中に「難病」が加えられたため、今後は、難病の理解と研究を行い、受け入れ体制づくりを検討する。

c 認知症の理解と支援方法

今後、利用者の高齢化が進むとともに、認知症が年々進行し、重度化していくものと想定される。

もともと認知能力の低い知的障がい者や妄想や幻覚・幻聴のある精神障がい者が認知症を併発した場合、見極めが難しく、又、支援方法も工夫する必要があることから、次のような研究を行う。

- ・ 認知症をもたらす病気を知る。（アルツハイマー病、パーキンソン病、レビー小体病、ピック病等）
- ・ 医師の診断によるほか、認知症が疑われる利用者に対し、バーミンガム大学によって開発された「知的に障害がある人のための認知症判別テスト（「記憶力の低下」、「混乱」、「生活力の低下」、「行動の変化」等の領域に対応）」等を引用しながら、認知症レベルを測る方法を検討する。

- ・その上で、現在行っている療法やスヌーズレンを、認知症の者に応用する。
 - (例) ・音楽療法や園芸療法を回想法を含む癒しの療法に繋げる。
 - ・認知症に起因して戸惑いや怒り、又は、気分の落ち込み等がみられる利用者にはスヌーズレンの「静の部屋」と「動の部屋」を使い分ける。 など
- ・新たな認知症に効果的なケアの導入について研究する。
 - (例) ・「パーソン・センタード・ケア」の活用を検討する。
 - (「その人を中心とした介護」を実現するため、「認知症ケアマッピング」という方法を用いて当事者の行動、状態等を観察・記録し、その結果を、関わる職員に還元する手法)
 - ・「バリデーション」の活用を検討する。
 - (「共感して接すること」を重点に置き、「アイコンタクト」、「タッチング」、「リフレージング」等を中心にコミュニケーションを図る手法)
- ・認知症の者が混乱しないような環境づくりに配慮する。
 - (例) ・「PEAP (Professional Environmental Assessment Protocol)」の活用を検討する。
 - (認知症の者に対する場所や時間に係る見当識の支援 (絵、図柄、小物類、飾りによる目印等)、自立能力を高める支援 (手摺りの設置、車椅子に見合ったテーブルの設置、自助具等の提供等)、その他、香りによる感性への働きかけ、柔らかな素材の提供など)

(イ) 研修拠点事業をとおしての指導事業（研修事業等）の推進

- ① 当法人が、鳥取県から研修拠点事業を受託していることから、「県下の障害者支援施設の処遇モデルとしての先導的な役割」の項及び上の(ア)で記述した具体的支援の研究とその実践を活かして、県内の福祉・医療等の関係職員を対象とした「要介助高齢知的障がい者等」及び「強度行動障がい者等」に対する支援技術向上に係る研修を行う。
- ② 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園において毎日行っている音楽療法を、近隣の老人ホームや幼稚園等にも出掛けて普及に努めるとともに、日本ミュージックケア協会に対する協力も行う。

[要介助高齢知的障がい者等支援に関する研修]

県内の障がい者施設、高齢者施設、医療機関等の職員、家族等を対象に、「障がい及び高齢化の特性とそれに起因する病状を理解した上での支援方法」、「要介助高齢知的障がい者のアセスメント」、「望ましいアクティビティやワーク」などをテーマに、高齢知的障がい者の理解をより深める研修会を企画・実施する。

なお、研修の実施にあっては、介護予防等を研究している大学や病院、あるいは鹿野かちみ園と同様な支援を専門的に取り組んでいる国立重度知的障害者総合施設等と連携をとりながら、より効果的な研修となるように努める。

[強度行動障がい者等支援に関する研修]

県内の障がい者施設、作業所等で強度行動障がい者、自閉症の者その他重度の発達障がい者の支援に携わる職員や家族を対象に、「応用行動分析の手法による強度行動障がい者への対応」、「コミュニケーション障がい者への支援方法」、「構造化と般化」などについて、演習や実践あるいは理論に関する座学をとおして、障がい特性の理解や具体的支援方法の習得を目的とした研修を企画・実施する。

なお、研修の実施にあっては、障がいに関して専門的に研究している大学や「エール」発達障がい者支援センターをはじめとする専門機関等と連携をとりながら、より効果的な研修となるように努める。

[音楽療法初級セミナー]

日本ミュージックケア協会からの協力依頼のもと、鳥取県内の施設職員、関係者等を対象とする音楽療法初級資格取得セミナー鳥取会場の開催に協力をし、県内の音楽療法の普及に努める。

3 管理に係る経費の効率化

別添様式2に記載のとおり

4 安定した管理に必要な人員及び財政的基礎の確保

(1) 団体の財政基盤及び経営基盤

別添財務諸表に記載のとおり

○職員配置等の考え方について

- ・ 施設長は、施設の運営管理・利用者支援に相当の経験がある職員を人選し、鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園に各1名の常勤施設長(園長)を配置する。
- ・ 両施設とも、各種加算(人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算等)が取得できる体制をとることで、国の定める職員の配置基準(最低基準)より倍以上の支援員を配置する。
これにより、支援員のユニット固定配置、夜勤職員のそれぞれ3人配置等が可能となり、これを日中活動を含めた個別支援の充実、利用者の安全で快適な生活に繋げる。
- ・ 施設長、次長、主幹のほか、両施設とも、生活支援場面では、8つのユニットを3つ分け、それぞれに主査を設け、又、日中活動面では班ごとに班長を設ける。
- ・ 定期的に主査会議、班長会議などを行うなど、組織運営の意思統一が図れるようにする。
- ・ 利用者の生活形態に沿って、通常勤務に加え、早番、遅番2種の勤務による職員配置を行い、切れ目のない利用者支援、見守り等を実施する。
- ・ 看護師、管理栄養士(栄養士)においては配置基準に沿って有資格者の配置を行う。
- ・ その他の職員(事務、調理等)については、施設管理運営上において必要数の配置を行う。

(2) 組織及び職員の配置等

ア 管理運営の組織

別添1「組織図」のとおり

イ 職員の職種等

別添2「職員の職種等」のとおり

なお、職員配置は利用者の稼働率で積算するので、稼働率が下がった場合。また強度行動障がい者入居支援事業補助金を活用して配置している職員は、補助期限が利用開始後3年間となった場合及び施設長が兼務となった場合は、別添2の職員数を下回る場合がある。

人員配置加算を、かちみ園は2.5:1、第二かちみ園は2:1で算定しているので、配置基準より多くに加配しており、利用者の支援に影響することはないと考えている。

ウ 日常の職員配置

別添3「日常の職員配置」のとおり

エ 人材育成

(ア) 人材育成の考え方

県立の社会福祉施設に勤務する職員として、社会の模範となる人間性と高い専門性を備えた人材を育成することを目的として、当法人の服務規律の周知徹底、各種法令の遵守、各種専門研修の実施・受講、職務に必要な資格取得の奨励等を行う。

(イ) 具体的取り組み内容

a 服務規律の周知徹底(社会人としての他の模範となる職員の育成)

当法人の服務規律について、職員の採用時はもとより、毎年、全職員対象に研修会を行い、服務規律を含む就業規則の周知徹底を図る。

又、県立の社会福祉施設に勤務する職員の相応しい姿として、「身だしなみの基準(服装、髪型、装飾品等)」を定め、接遇を含めて周知徹底し、利用者のもとより、来園者に対して不快感を与えないよう努める。

b 法令遵守の徹底(公正で透明性の高い施設を構築するための職員の資質向上)

他法人の模範となるべく、施設の管理・運営（施設の人員・設備及び運営の基準等）、利用者支援（障害者総合支援法、障害者虐待防止法（接遇含む）等）、会計・経理（社会福祉法人の会計基準等）等に関する法令に基づいた適正な運営が行われるよう、外部の法令研修に参加するほか、内部で定期的に研修会を行ったり、会議等の場を通じて意思統一を図るなど、常に職員に指導を行うことで、人材育成に繋げる。

c 専門研修の受講及び実施（福祉職員として専門性の高い職員の育成）

当法人制定の「職員研修実施要綱」に基づき施設の研修体系を構築するとともに、福祉サービスの質の向上を図るため、効果的で専門性の高い研修に積極的に受講させる。

又、施設内研修や当法人あるいは他団体主催の研修会において、積極的に講師で参加したり、事例発表を行うことで、職員の技量を上げる。

さらに、施設内において、介護技術の向上などについて介護施設経験職員などが講師となり、OJTを繰り返すことで、介護・支援技術を向上させる。

d 自主性を重んじる組織体制（職員の潜在能力を高める体制づくり）

新たな支援のあり方について、自由な発想で議論し、施設長に企画、提案するボトムアップ方式の部会（「要介助高齢部会」、「行動障がい部会」等）を設け、職員の業務に取り組む姿勢を高める。

e 資格取得等の奨励（福祉職員として専門性の高い職員の育成）

利用者により質の高いサービスを提供するため、介護福祉士の受講準備講習会の実施、知識・技術のアドバイス、勤務の配慮、特別休暇の付与など、職務に必要な資格が取得しやすいような配慮を行う。

（介護福祉士27名、介護支援専門員4名、社会福祉士4名、相談支援従事者初任者研修14名、サービス管理責任者研修15名、障害程度区分認定調査員養成研修8名、障害程度区分認定調査員現任研修3名、社会福祉主事任用資格9名等 以上24年度末の状況）

f 個人の研修計画の設定と振り返り（目的を持った研修設定と研修成果の施設への還元）

年度当初に職員個々人が、自身の施設での置かれている立場や委員会での役割等を考慮しながら、一年間取り組む研修課題及びテーマを設定し、施設とすり合わせの上、課題等に即した研修を受講することにより、研修結果を実際の業務に活かすことができるよう努めるとともに、反省点や継続事項を次年度の計画に反映することにより、職員の資質向上に繋げる。

(3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

（募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間）

関係法令に関して、書面等による指摘、指導された事項は特になし

(4) 法人等の社会的責任の遂行状況

ア 障がい者雇用

(ア) 常用労働者数50人以上の事業者であり、

- 法定雇用率を達成している。
(別添「障害者雇用状況報告書」のとおり)
- 法定雇用率を達成していない。

(イ) 常用労働者数が50人未満の事業所であり、

- 障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。
- 障がい者を雇用していない。

イ 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。

ウ ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

- 認証登録されている。
(別添登録証の写しのとおり)
- 認証登録されていない。

5 その他

ア 地域貢献に繋がる取り組み

(ア) 地域貢献の考え方

県立施設として、又、鹿野町に障がい者に関する社会資源は当法人が運営する両施設と事業所のみであることから、鹿野町が取り組む各分野について、可能な限り協力をし、鹿野町の活性化の一端を担う。

(イ) 具体的取り組み内容

a 福祉の町づくりへの協力

- (a) 在宅障がい者や場合によっては町民にとってのセーフティネットとしての協力
- (b) 鹿野地域人権教育推進協議会において、評議員等として参画
- (c) 障がい者福祉や人権問題等に関する町の研修会等への講師派遣
- (d) 地域の団体（幼稚園等）や地域の教室等での音楽療法の指導 等

b 町の環境美化等への協力

- (a) 勝谷元気づくりの会の構成員としての活動参加
勝谷街道のコスモス街道化をはじめとする環境美化を主体的に実施
- (b) 施設で栽培した花の近所へのプレゼント
- (c) 町内のゴミ拾い、温泉の足湯の清掃 等

c 町おこしへの協力

- (a) 勝谷地区公民館運営委員会において、運営委員として参画
- (b) ウマモナドをつかった町おこし

町内のまちづくり団体（主にイベント等による鹿野町のPRや県外から鹿野町への定住等について取り組む団体）から依頼を受けてウマモナドを使った町の活性化（祭り時の「ウマモナドの店」出店、イベント「ウマモナドを探せ」、「ウマモナド教室」等）に協力
又、町内の店舗の看板などにウマモナドのデザインの使用を許可